

平成 20 年 11 月 28 日、新しい建築士制度がスタートしました。
二級・木造建築士試験 平成 21 年からの変更内容について

平成 20 年 11 月 28 日
 財団法人建築技術教育普及センター

二級・木造建築士試験は、建築士法第 13 条の規定に基づいて、都道府県知事が行うものです。二級・木造建築士試験の実施に関する事務は、建築士法第 15 条の 6 第 1 項の規定に基づき、都道府県知事から都道府県指定試験機関の指定を受けた財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）が行います。このたびの建築士法の改正にともなって、平成 21 年の試験から変更になるもの、経過措置により従来と変わらないもの等について、ご案内します。

なお、具体的な試験の実施内容については、3 月上旬に都道府県から公告される予定です。不明な点等については、下記の間合せ先までお問い合わせください。

項目	新(平成 21 年試験の予定)	旧(平成 20 年試験)
1. 試験の構成	変わりません。	<ul style="list-style-type: none"> ■「学科の試験」 科目及び科目ごとの設問数は、学科Ⅰ（建築計画）25 問、学科Ⅱ（建築法規）25 問、学科Ⅲ（建築構造）25 問、学科Ⅳ（建築施工）25 問の計 100 問。五枝択一式。 ■「設計製図の試験」 あらかじめ公表された設計課題について、試験を行う。 ■「学科の試験」の免除 「学科の試験」の合格者は、申請により、「学科の試験」に合格した二級・木造建築士試験に引き続いて行われる次の 2 回に限り、それぞれの「学科の試験」が免除されます。
2. 受験資格 (1) 学歴要件等	<ul style="list-style-type: none"> ■「国土交通大臣が指定する建築に関する科目(指定科目)を修めて卒業後、所定の実務経験」という要件に変わります。(原則として、平成 21 年度入学者から適用されます。) ◎法施行時にすでに所定の学校を卒業している者、法施行時に所定の学校に在学する者で施行日以後に当該学校を卒業したものについては、経過措置として、従来の学歴要件が適用されます。 ■建築実務の経験が 7 年以上 ■建築設備士 	<ul style="list-style-type: none"> ■「所定の学校卒業後、所定の実務経験」が要件 ■建築に関して 7 年以上の実務経験
(2) 実務経験要件	<ul style="list-style-type: none"> ■従来の「建築に関する実務」という幅広い要件から、設計・工事監理に必要な知識・能力を得られる実務に限定した要件に変更されます。具体には、次に掲げる「建築士法第 14 条第一号及び第四号の国土交通省令で定める建築に関する実務(建築実務)」となります。 ①建築物の設計(建築士法第 21 条に規定する設計をいう。)に関する実務 ②建築物の工事監理に関する実務 ③建築工事の指導監督に関する実務 ④次に掲げる工事の施工の技術上の管理に関する実務 <ul style="list-style-type: none"> イ 建築一式工事(建設業法別表第一に掲げる建築一式工事をいう。) ロ 大工工事(建設業法別表第一に掲げる大工工事をいう。) ハ 建築設備(建築基準法第 2 条第三号に規定する建築設備をいう。)の設置工事 ⑤建築基準法第 18 条の 3 第 1 項に規定する確認審査等に関する実務 ⑥消防長又は消防署長が建築基準法第 93 条第 1 項の規定によって同意を求められた場合に行う審査に関する実務 ⑦建築物の耐震診断(建築物の耐震改修の促進に関する法律第 2 条第 1 項に規定する耐震診断をいう。)に関する実務 	<ul style="list-style-type: none"> ■「建築に関する実務」 ①設計事務所、建設会社、工務店等での建築物の設計・工事監理・施工管理 ②大工 ③官公庁での建築行政、営繕 ④大学・研究所・工業高校等での建築に関する研究、教育

	<p>⑧大学院において、建築物の設計又は工事監理にかかる実践的な能力を培うことを目的として建築士事務所等で行う実務実習(インターンシップ)及びインターンシップに関連して必要となる科目の所定の単位数(30 単位以上又は 15 単位以上)を修得した場合に実務の経験とみなされる2年又は1年の実務</p> <p>■新しい実務経験要件については、原則として、法施行後に行われる実務経験から適用されます。ただし、⑧の大学院における実務経験については、法施行前から引き続き大学院に在学している者が施行日以後に修了し、かつ当該大学院における研究が従来の基準により建築に関するものであると認められる場合は、経過措置として、2年を限度として実務経験年数に加算されます。</p>	<p>◎法施行前の実務経験は、従来の基準により判定され、法施行後の実務経験に加算されます。</p>
3. 試験の内容	<p>変わりません。</p>	<p>■「学科の試験」</p> <p>学科Ⅰ 建築計画(建築設備の概要を含む。)</p> <p>学科Ⅱ 建築法規(建築基準法及び建築士法並びにこれらの関係法令)</p> <p>学科Ⅲ 建築構造(二級建築士試験にあつては構造計算及び建築材料を含み、木造建築士試験にあつては建築材料を含む。)</p> <p>学科Ⅳ 建築施工(施工契約及び敷地測量を含む。)</p> <p>■「設計製図の試験」</p> <p>①与えられた内容及び条件を充たす建築物を計画し、設計する知識及び技能について、設計図書の作成を求めて行う。</p> <p>②設計製図の課題は、あらかじめ公表する。</p>
4. 試験の時間	<p>変わりません。</p>	<p>■「学科の試験」</p> <p>学科Ⅰ(建築計画)・学科Ⅱ(建築法規) 3時間</p> <p>学科Ⅲ(建築構造)・学科Ⅳ(建築施工) 3時間</p> <p>■「設計製図の試験」</p> <p>設計製図 4時間30分</p>
5. 受験申込手続	<p>■受験申込書 法施行日前と法施行日以後の実務経験を分けて記載する様式に変更になります。</p> <p>■実務経験の証明書 記載内容について、第三者(原則として管理建築士等の建築士)による証明が必要になります。</p>	<p>■受験申込書 センターが指定する受験申込書</p> <p>■実務経験の証明書 一部の都道府県を除き、特に必要なし</p>
6. 受験手数料	<p>■検討中です。</p>	<p>■15,100円</p>
7. その他	<p>■受験申込書の受付 インターネット4月上旬、受付会場4月中旬</p> <p>■試験日 二級建築士試験 学科7月上旬、設計製図9月中旬 木造建築士試験 学科7月下旬、設計製図10月中旬</p>	<p>■受験申込書の受付 インターネット4月上旬、受付会場4月中旬</p> <p>■試験日 二級建築士試験 学科7月上旬、設計製図9月中旬 木造建築士試験 学科7月下旬、設計製図10月中旬</p>
<問合せ先>	<p>財団法人建築技術教育普及センター本部 試験部・業務部「二級・木造建築士試験」担当</p> <p>電話 03-5524-3105(代表) ホームページ http://www.jaeic.jp/</p>	